

医療救護実施要項

救護の対処方法

(1) 傷病者が発生した場合

① 会場で発生した場合

- ア 開・閉会式および各会場の救護所で対応する。
- イ 医務係を試合の開始前から終了まで配置する。

② 宿舎で発生した場合

宿舎で医療機関の紹介を受けて連絡をとるか、または救急車を呼び対応する。

③ 移動中に発生した場合

各チームで症状に合わせて、最寄りの救急病院等医療機関（別紙参照）に連絡をとるか、または救急車を呼び対応する。

※ 医療機関に連絡をとる場合の対応（上記の②、③の場合）

- ア 当該医療機関に往診を依頼するか、または各チームの責任において移送する。
- イ 大会本部へ状況を速やかに連絡する。
- ウ 医療機関に移送する場合、関係者を必ず同行させる。

※ 救急車を依頼する場合の留意事項

- ア 救急車を依頼する場合は、まず患者の所在地と現在の症状を詳細に伝え、救急車にはチームの関係者を必ず同行させる。
- イ 大会本部へ状況を速やかに連絡する。

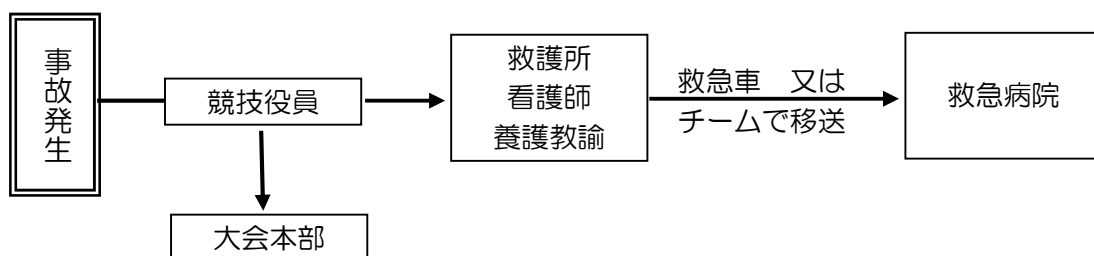
(2) 応急手当について

- ① 症状が軽い場合は応急手当を行う。ただし、治療を必要とするものについては、救急車または各チームの責任において医療機関に移送する。
- ② 試合会場、医療機関を問わず、傷病者にはチームの関係者を必ず同行させる。また、必要に応じて介助、護送を関係者に依頼する。
- ③ 医療機関で治療を受ける場合は（往診も含む）、医療機関に「保険証」を提示する。

(3) 医療機関の負担について

- ① 会場において行う応急手当は無料とするが、医療機関への移送に関する費用はチーム負担とする。
- ② 上記以外の場合における移送費用（救急車を除く）は、各チーム負担とする。
- ③ 医療機関で治療を受けた場合は、受診者負担とする。各チームへ保険証の持参について連絡を徹底する。
※ ただし、選手の大会期間中の負傷・疾病については、『独立行政法人 日本スポーツ振興センター法』の定めを適用する。

(4) 救急時の連絡網



(5) 事故報告書について

救急搬送等の事故があった場合は、事故報告書（様式）を大会本部に提出する。